

ニューロシティ自治会規約

【 第1章、 総 則 】

第1条

この会は、ニューロシティ自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条

この会は、ニューロシティに居住する世帯で構成/組織する。

第3条

この会は、会員相互の親睦を計ると共に、会員の福利増進を計ることを目的とする。

第4条

この会は、自主性を尊重し、政党色及び宗教色を帯びないものとする。

第5条

この会は、第3条の目的を達成するために次の事項を実施していく。

1. 日野市の運営に対して自治会の意思の反映を計ること。
2. 公安、民生、社会福祉等の機関に協力すること。
3. 生活福祉に協力すること。
4. 公共施設、器材等の借用、日常管理に関すること。
5. 自治会の所有財産管理に関すること。
6. 慶弔に関すること。
7. 隣接自治会との連携協力に関すること。
8. その他目的実現のため必要なこと。

【 第2章、 役員、幹事、会計監査 および 顧問 】

第6条

この会は、下記の役員および会計監査を置く。

会長1名、副会長2名、会計2名、書記2名、会計監査2名

第7条

会長は、この会を代表し会務を総括する。会長は幹事の中から互選により決定する。

第8条

副会長は、幹事の中から互選により2名を決定し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第9条

会計、書記は、幹事の中から互選により選出し、会計監査は、幹事会において幹事以外の会員の中より適任者を選出し委嘱する。

第10条

幹事は、会員を代表し会務の運営を行い、原則として各棟より会員の互選により選出し、幹事会の承認を得るものとする。

また、幹事の定員は27名程度とし、運営に支障を来たす場合は、各棟から輪番制で選出していく。

尚、各棟の幹事人数は、会員数比率に応じて決定することを原則とする。

第11条

会務の運営上、次ぎの専門部会を置き活動していく。なお、部会は幹事で組織するが、広く会員からメンバーを募り幹事会で委嘱を行うこともできる。

1．広報部会 2．環境部会 3．文化部会

なお、その他の部会の設置については、幹事会で決定していくこととする。

第12条

幹事（役員を除く）の任期は、1年とし毎年4月に改選する。但し、再任は妨げない。

第13条

役員および会計監査の任期は、総会後の幹事会から次回の総会後の幹事会までとし、総会後の幹事会で選出する。但し、再任は妨げない。また、欠員が生じたときは補充し、その任期は、前任者の残任期とする。

第14条

この会は、幹事会の推薦により顧問を置くことができる。
但し、顧問は役員経験者を条件とする。

【 第3章、 会 議 】

第15条

この会は、次の会議を設ける。 1．総会 2．役員会 3．幹事会

第16条

総会は、原則として毎年4月に開催し下記の事項を審議する。

1．予算、決算及び会計報告 2．規約改廃 3．その他必要事項

第17条

総会は、代議員制とし、各棟から輪番で選出された代議員の2分の1以上の出席により成立し、決議は出席者の2分の1以上の同意により可決する。但し、可否同数の場合は議長がその処置を決定する。

第18条

代議員数は、原則として会員数の1割とし、各棟より輪番で選出する。なお、幹事には代議員権が付与される。

第19条

総会の議長は、その都度選出する。総会の議長は、書記を任命し議事録を作成する。

第20条

役員会は、会長、副会長、会計、書記の7名で構成し、必要に応じて開催し、会務の円滑な運営を計る。

第21条

幹事会は、幹事で構成し、原則として毎月開催し、第5条の諸事項を審議する。

また、幹事会は、幹事の2分の1以上の出席により成立し、決議は2分の1以上の同意により可決する。

【 第4章、 会 計 】

第22条

この会の通常経費は、会費及び補助金などで運営する。

第23条

会費は、1世帯年額 2,000円とする。

第24条

会計に不足が生じた場合は、臨時徴収することができる。但し、幹事会の決議を要する。

第25条

この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第26条

会計は、会員から要求のあった時は、臨時会計報告をしなければならない。

第27条

年度途中での加入・脱退時の会費は、総額の上限を年会費とし、年会費の十分の一を月額として、それぞれ残月数・経過月数相当の年会費を徴収・精算するものとする。

尚、年会費の十分の一に端数が生じた場合は10円単位で丸める(切り上げ)ものとする。

【 第5章、 加 入・脱 退 】

第28条

この会に入会する時は、加入申込書に必要事項を記載し、年度末までの会費を添えて幹事に申込みをする。

第29条

入会時は、自治会会員名簿(部屋番号、世帯主名)記載の承諾を合わせて頂く。

第30条

この会を脱会する時は、できる限り理由を明らかにし幹事に申し出を行う。

【 第6章、 その他 】

第31条

会員は、この会の運営等について意見を述べ、要望する事が出来る。

第32条

この規約に定めるもの以外の必要事項は、幹事会の意見を聞き、役員会により細則に定めていく。

第33条

本規約の改廃は、総会の決議によるものとする。

〔 附 則 〕

1. 本規約は、平成16年6月5日に制定し同日より施行する。
2. 本規約は、平成17年5月29日に改定し同日より施行する。
3. 本規約は、平成20年6月22日に改定し同日より施行する。

〔 自治会運営細則 〕

- 1 . 第5条,第6項において、会員及び同一世帯者の死亡時の弔慰金は、一律3,000円とする。
- 2 . なお、上記以外の事由による慶弔金等については、幹事会により協議して、決定していく。
- 3 . 会費徴収は管理会社に委託し、毎年4月に一括で各会員口座から引き落としをさせて頂く。